

平成26年11月25日
株式会社 山梨中央銀行

法人のお客さま向けインターネットバンキング「山梨中銀Bizダイレクト」の 被害補償の取扱開始について

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）は、法人のお客さまに安心してインターネットバンキング（以下「山梨中銀Bizダイレクト」といいます）をご利用いただくために、不正使用等により被害に遭われた場合の被害補償に関しまして、下記のとおり取扱いを開始いたします。

記

1. 補償開始日

平成26年12月1日（月）

2. 対象のお客さま

山梨中銀Bizダイレクトをご契約いただいている法人のお客さま
（本被害補償に関するお客さまからのお申込みは不要です）

※ 個人事業主のお客さまは、従前より被害補償の対象となっております。

3. 補償の対象

山梨中銀BizダイレクトにおいてID・パスワード等が不正使用されたことにより発生した被害で、以下の条件を満たした場合

- （1）ID・パスワード等が不正使用されたことに気付いてから速やかに、当行への通知が行われていること。かつ、当行へ通知が行われた日から30日前までの被害であること。
- （2）ID・パスワード等が不正使用されたことに関し、会社関係者（※）の故意・重過失がないこと。
- （3）当行の被害状況調査に協力が得られること。
- （4）会社関係者の関与がないこと。
- （5）会社関係者から当行に対し、重要な事項について偽りの説明がなされていないこと。
- （6）会社関係者から警察に、被害事実等の事情説明がなされていること。
なお、警察への被害届は当行が提出するため、お客さまからの提出は不要です。
- （7）戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じた被害ではないこと。
- （8）セキュリティ対策ソフトが導入されていること。

※ 「会社関係者」とは、代表者およびその親族、ならびに従業員等をいいます。

4. 補償額の減額または補償対象外となる事例

- （1）正当な理由なく、他人にID・パスワード等を教えてしまった場合
- （2）パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- （3）当行が指定する必須のセキュリティ対策（ウィルス対策ソフトの導入、サポートが終了したOS・ウェブブラウザを使用しない等）を実施していなかった場合
- （4）メール型のフィッシングに騙されるなど、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合

5. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

[電 話] 0120-201862 ふれあいハローに 照会コード「9」

[受付時間] 平日 9:00～17:00（ただし、祝日・12/31～1/3 は除きます。）

以 上